

# 委員提出資料

## 目次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 ……P.1
- 尾上 正史 委員提出資料 ……P.3
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 ……P.8
- 高谷 俊英 委員提出資料 ……P.16
- 三日月 大造 委員提出資料 ……P.18
- 宮田 裕司 委員提出資料 ……P.29
- 村松 幹子 委員提出資料 ……P.30

## 第1回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

第1回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会出席にあたり、以下の点について意見を提出いたします。

### 1. 出産・子育て応援交付金

令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金(10万円相当)」について、妊娠期からの切れ目ない支援と妊娠期からの伴走型相談支援を確実にを行うため制度化していただくとともに、以下の点についてさらに推進していただきたい。

① 伴走型相談において、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用につながるよう、費用負担を軽減する経済的支援を強調してほしい。

現状では、現金給付の自治体が多く、本来の目的と異なっている。

② 3回の面談のうち、特に2回目は、地域子育て支援拠点等での委託を奨励されています。2回目の面談は、出産準備や地域の支援サービスに関心が深まる時期でもあり、妊娠8か月頃に、産後の支援サービス・手続きを一緒に検討・確認したり、親子の交流の場で先輩パパママから話を聞くなど出産後のイメージをもち、両親教室や出産前教室等に参加を促すことで、育休取得促進や安心した産後の生活につないでいくことができます。

現状では、2回目の面談の実施や、地域子育て支援拠点の活用が十分ではありません。

### 参考)妊娠期からの支援の取組についてのアンケート調査

(ひろば全協会員対象の調査)

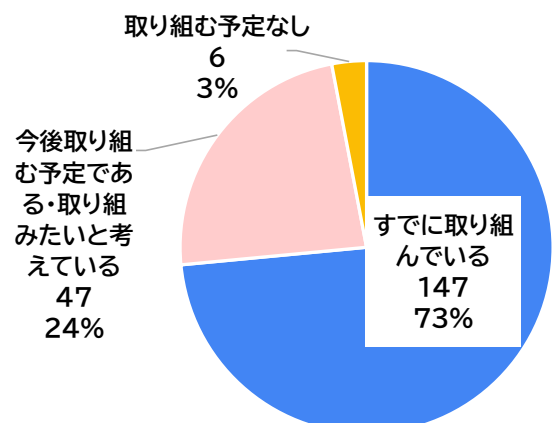
実施期間:2023年6月26日~7月14日

回答数:200施設

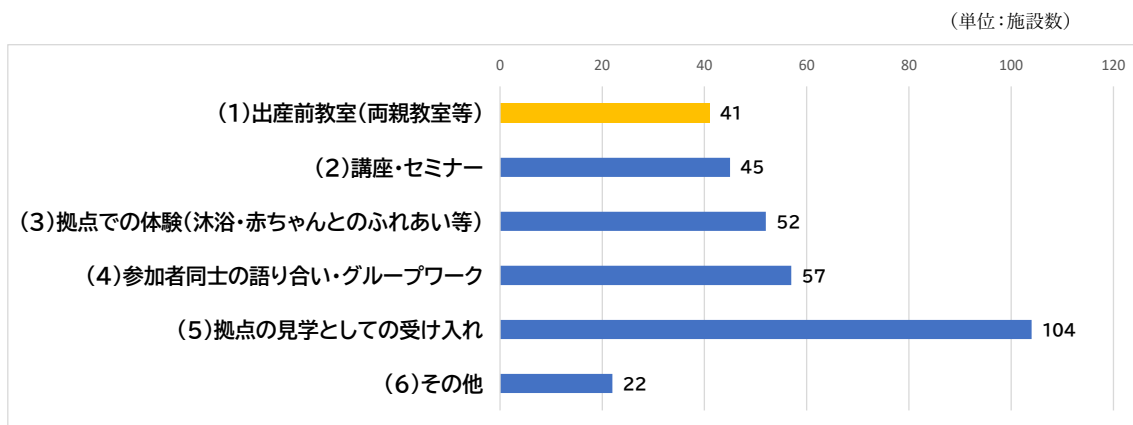
#### ◆妊娠期からの支援について取り組んでいますか？

(単位:施設数)

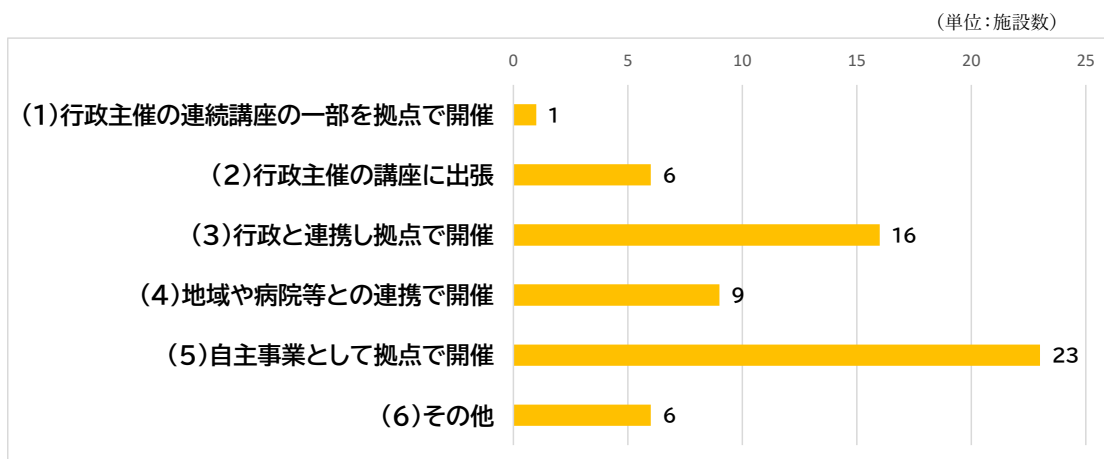
|                          |     |
|--------------------------|-----|
| すでに取り組んでいる               | 147 |
| 今後取り組む予定である・取り組みたいと考えている | 47  |
| 取り組む予定なし                 | 6   |
| 総計                       | 200 |



◆すでに妊娠期からの支援を取り組んでいる方で、取組みの内容について(複数回答可)



◆出産前教室(両親教室)を実施されている方で、その実施方法について(複数回答可)



2. 産後ケア事業

利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての妊婦に対して、利用者負担の減免支援を導入することには賛成です。一方で、現状では「希望しても対象者ではないといわれた」「産後ケア施設が遠くにあって、車でなければ行けないためあきらめた」という意見もあり、まずは量的な拡充を図り、希望すれば利用がかなえられる普遍的な支援としていただきたいと思えます。

## 第1回子ども・子育て支援等分科会 意見書

全日本私立幼稚園連合会

副会長 尾上 正史

### ◆ 配置基準の改善について

こども未来戦略方針において、4・5歳児の配置基準の改善が盛り込まれたことを大変ありがたく思います。既に質の高い教育・保育に取り組み体制を充実させている施設もあり、その体制を維持できるよう、4・5歳児の配置改善を実現する施設に加算する方法としていただくようお願いします。

他方で、幼児教育・保育現場の負担は年々増えていると感じます。将来的には更に高いレベルの配置基準を目指して、これまで以上に子供一人一人の成長に寄り添える丁寧な教育・保育の実現と、保育者の労務負担軽減を進めていただきたいと思います。

### ◆ 処遇改善について

これまでも幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進めていただきましたが、それでもなお他の職種の給与と比較すると低いレベルで推移しており、これが人材難の一因にもなっています。幼稚園教諭や保育士等がキャリアアップを図りながら働き続けられるよう、こども未来戦略方針にも盛り込まれている、更なる処遇改善を進めていただくことを改めてお願いします。

また、幼児教育・保育現場の声として、処遇改善とともに園務負担軽減のための分業化の推進に対する要望がございます。配置基準の改善とともに園庭や室内の清掃業務、給食等配膳業務、安全管理業務等に従事するスタッフ確保の支援や、ノンコンタクトタイム確保のための保育士等の充実なども進めていただくようお願いします。

### ◆ こども誰でも通園制度について

未就園児にも公的な子育て支援の恩恵が行き渡ることから、この制度の創設は意義があるものと感じています。

幼稚園はこれまでも、子育て支援、ママ友づくり、園庭開放、乳幼児の遊び場の提供、不登校の卒園生の支援など多様なニーズに対応しつつ、子育ての楽しさや安心を支える地域の幼児期の教育のセンターとしての役割を果たしてまいりました。（全日加盟施設の未就園児向け支援事業実態については資料1）次元の異なる少子化対策に取り組む今、こども誰でも通園制度での受入れにあたって、幼稚園が培ってきた子育ての知見や資源を生かすことができると考えています。

今年度から始まった「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」について、こども未来戦略方針において本年度中にモデル事業を拡充させ、来年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施するとされていますが、本来モデル事業というのはモデル園での実施上の課題を洗い出し、どのように制度設計をすると子供の更なる成長や子育て家庭の孤立化の防止に効果的であるのかといったことを検証する必要があるのではないのでしょうか。検討期間が不十分なまま、次年度すぐに「こども誰でも通園制度」に繋げることに懸念しております。拙速な議論ではなく、モデル園の実績報告

や現場の声を踏まえ、こどもをまんなかに据えた議論の下で子供の最善の利益を第一に考えた制度になることを期待しております。

また、制度の創設にあたっては、以下2点を検討いただくようお願いします。

- ① 給付制度として実施する場合、保育者の負担軽減の観点から実績報告等の事務手続きの簡略化について検討してください。
- ② 保護者の負担軽減の観点からだけではなく、子供の最善の利益を第一に考えて、慣らし時期には親子登園を原則とすることや、慣らし時期以外でも親子一緒での登園も可能とするなど柔軟な制度になるよう配慮をお願いします。

◆ 不適切保育の対応について

一般の虐待等の防止のためのガイドラインにおいて「不適切な保育」が定義されていますが、現場の保育者にとって具体的なイメージがわきづらいのではないのでしょうか。適切・不適切とされる保育の事例やモデルあるいは日々保育を行う中で留意すべき事項をお示しいただけると、より保育者がイメージをもって子供と向き合えるものと考えます。

◆ 保育士等紹介手数料の規制について

規制改革推進会議のワーキンググループにおいて、保育分野等における紹介手数料の高額化について議論され、厚労省において「職業紹介優良事業者認定制度」が創設されるなど既に取り組んでいるものと思います。現場にとって重要な情報ですので、すべての就学前施設に保育士等の職業紹介事業者に関する情報がより具体的かつ迅速に行き届くよう、地方自治体の各所轄部署に定期的に情報提供いただくことをお願いします。

◆ 教育・保育の無償化および預かり保育の無償化金額の見直しについて

幼児教育・保育の無償化について、令和元年から現在に至るまで金額の見直しが行われていませんが、資料2の加盟園の調査からは人件費や諸物価高騰の影響などにより保育料並びに保護者からの徴収額の増加がみられ、保護者負担が増大していることが明確となっています。保護者負担軽減のためにも、時世に応じた利用者負担軽減額の増額が必要ではないのでしょうか。同じく預かり保育についても見直しが必要であると考えます。

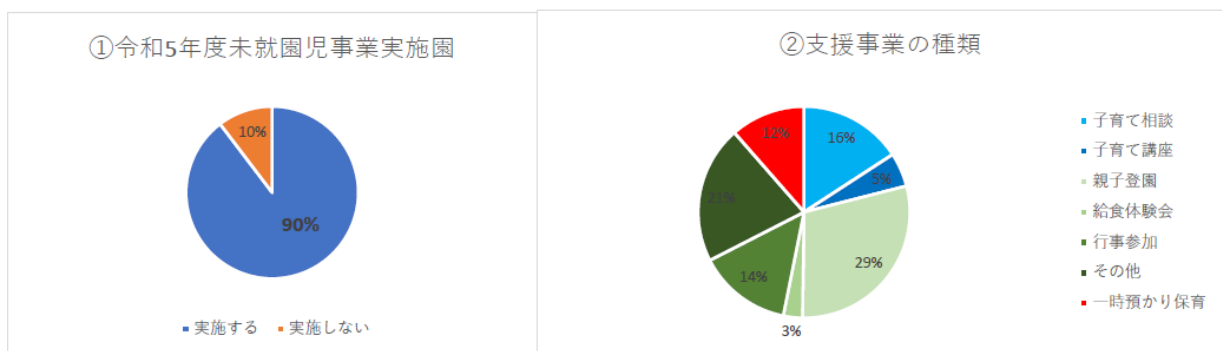
※資料2：令和3年度経営実態調査（令和2年度決算データ）より抜粋

期 間： 6/11～6/16

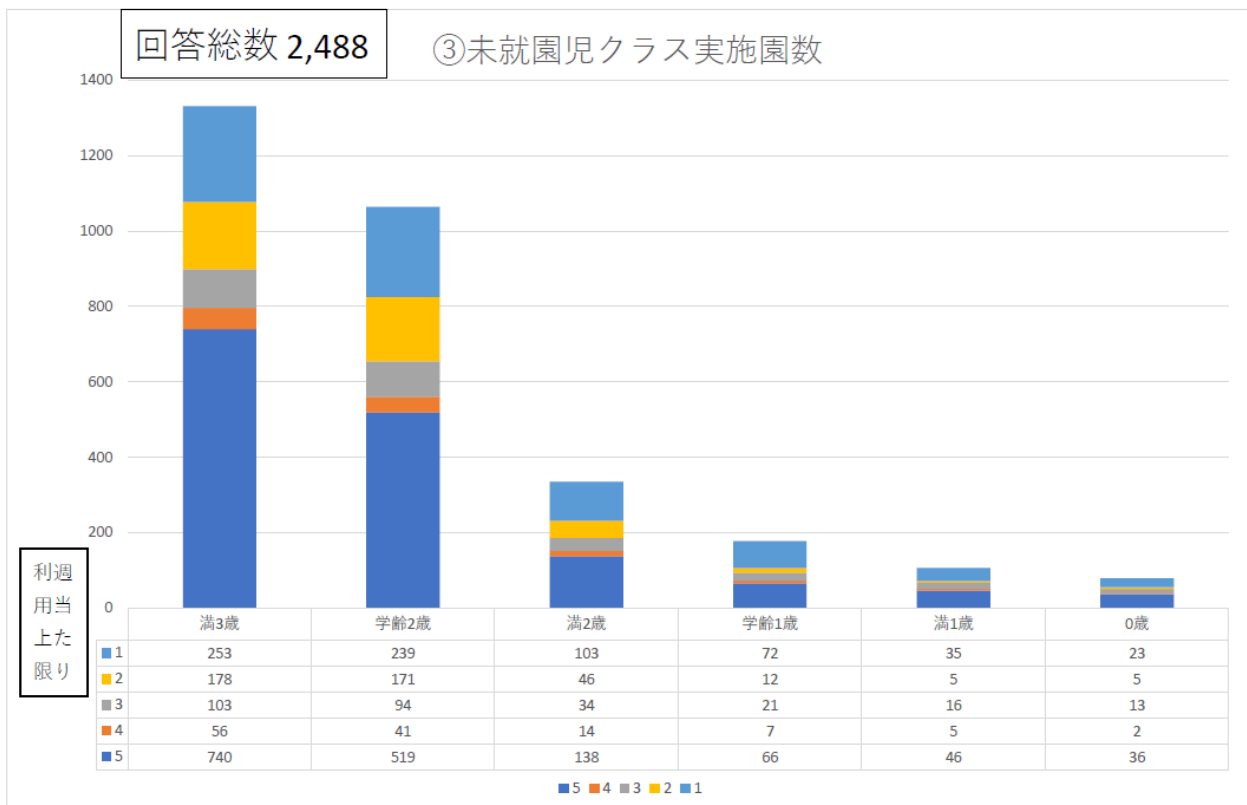
有効回答数： 2,488 園

## 1. 子育て支援もしっかりしています。

- ①令和5年度子育て支援実施率は全体で89.7%、私学助成園でも86.3%。  
 実施2231施設で実施される事業総数は9747事業。一施設平均4.4事業行っています。
- ②母子関係を大切にしたい子育て支援をしています。  
 親子で通う事業は46.4%、保護者向けの事業は21%、こどもだけが通う事業は11.4%。親子が安心できる子育て支援を実施しています。
- ③実は、未就園の「こどもだけが通う」保育も結構しています。



### ◆年齢別及び週利用可能日数別の実施園数

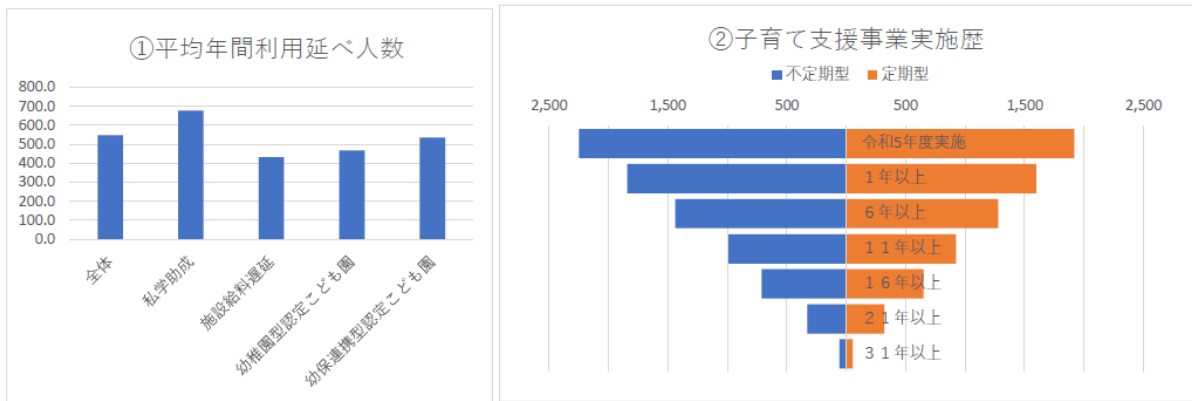


◆利用延べ人数と実施歴

## 2. 実績があります

①コロナ禍の令和4年度の未就園児向け支援事業でさえ延べ利用園児人数は全施設平均で547.2人、私学助成園ではなんと675.6人。

②我々は私学助成時代から**長年**未就園児・保護者向けに事業を行ってきました。そのノウハウを活用してください。

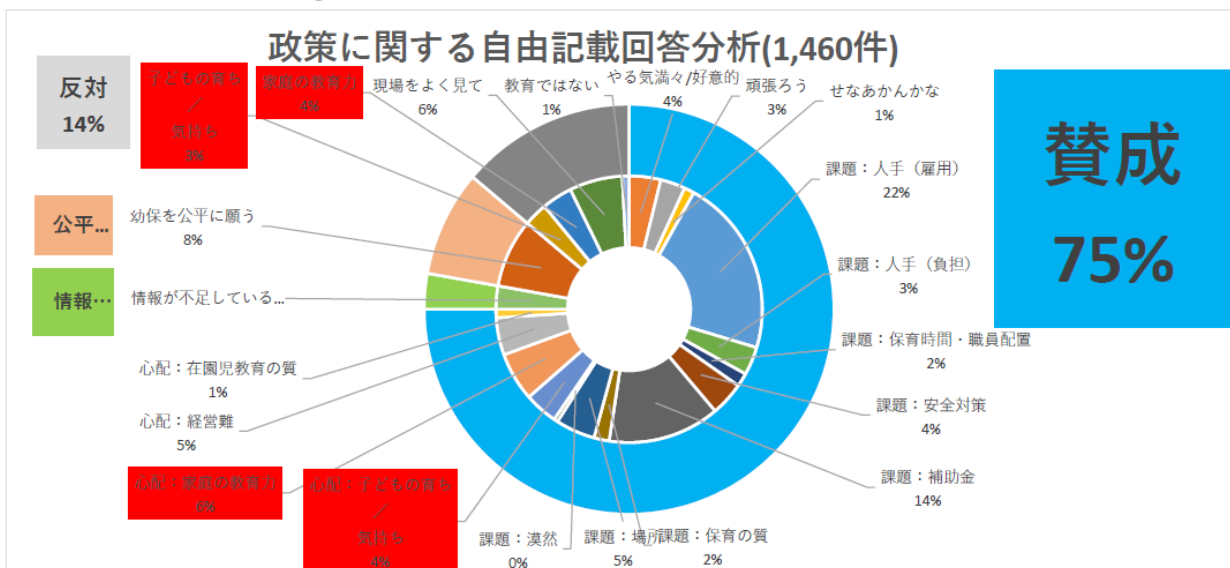


◆「子ども誰でも通園給付（仮）」への賛成は 75%、他方で子供の育ちの観点で心配する園もあります。

## 4. 心配があります

①子育てや家族であることの幸せは守れるのでしょうか？

我々は長年の経験から、親子登園から初め、子育て相談などを経て子どもだけの利用と段階を踏んできました。「通園できる」ことだけを目的として日本の家族は幸せになれるのでしょうか。



施設類型別園児納付金の推移

資料 2

(令和3年経営実態調査(令和2年度決算)より抜粋)

施設類型別園児納付金など推移(令和3年度決算調査)

| 全国平均     | 調査年度区分 |    | 28年度 | 29年度    | 30年度    | 令和元年    | 令和2年    | 令和3年    |                |
|----------|--------|----|------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
|          | 全回答数   |    | 2946 | 2494    | 1713    | 1887    | 1578    | 876     |                |
| 私学助成園    | 園児納付金  |    | 入園時  | 64,347  | 66,886  | 64,347  | 70,429  | 66,554  | 67,175         |
|          |        |    | 経常的  | 303,863 | 316,885 | 303,863 | 329,217 | 350,132 | 357,107        |
|          |        |    | 内実費  |         |         |         |         |         | 27,997         |
|          |        |    | 合計   | 368,210 | 383,771 | 368,210 | 399,646 | 416,686 | <b>424,282</b> |
| 施設給付型幼稚園 | 園児納付金  | 1号 | 入園時  | 43,268  | 35,948  | 34,620  | 32,942  | 33,223  | 28,060         |
|          |        |    | 経常的  | 204,701 | 221,545 | 188,668 | 88,965  | 103,636 | 93,430         |
|          |        |    | 内実費  |         |         |         |         |         | 69,653         |
|          |        |    | 合計   | 247,969 | 257,493 | 223,288 | 121,907 | 136,859 | <b>121,490</b> |
| 認定こども園   | 園児納付金  | 1号 | 入園時  | 30,427  | 33,183  | 32,238  | 23,666  | 33,223  | 20,141         |
|          |        |    | 経常的  | 215,052 | 231,099 | 227,033 | 108,573 | 103,636 | 142,360        |
|          |        |    | 内実費  |         |         |         |         |         | 109,752        |
|          |        |    | 合計   | 245,479 | 264,282 | 259,271 | 132,239 | 136,859 | <b>162,501</b> |
|          |        | 2号 | 入園時  | 33,041  | 37,420  | 34,644  | 21,204  | 26,291  | 24,466         |
|          |        |    | 経常的  | 249,951 | 255,684 | 259,129 | 71,679  | 112,429 | 141,476        |
|          |        |    | 内実費  |         |         |         |         |         | 113,994        |
|          |        |    | 合計   | 282,992 | 293,104 | 293,773 | 92,883  | 138,719 | <b>165,942</b> |

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 令和3年度<br>時点ですえ | 私学助成   | 年間の実費外保護者負担額合計は396285円となっており、保護者負担を無償化するには月33100円を上限とする必要がある。 |
|                | 施 幼  | 年間の実費外保護者負担額合計は 51838円となっており、保護者負担を無償化するには月30100円を上限とする必要がある。 |
|                | 認子 1号  | 年間の実費外保護者負担額合計は 52749円となっており、保護者負担を無償化するには月30100円を上限とする必要がある。 |
|                | 認子 2号  | 年間の実費外保護者負担額合計は 51947円となっており、保護者負担を無償化するには月41400円を上限とする必要がある。 |
| ※              | 黄色セルの期間は、 <b>所得階層別保護者負担額+特別徴収+実費徴収</b> であるため、無償化上限額より下回っているが、施設給付費に含まれる各人の「基本額-階層別負担額」の差額分を決算では分離できないためこのような金額となる。 |   |



2023年8月1日

子ども・子育て支援等分科会 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事  
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定NPO法人フローレンス 会長  
医療法人社団ペルル 理事長  
駒崎弘樹

## 意見書

### ◎こども誰でも通園制度に定期性を

- 本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中に、就労要件を問わず保育園を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設が盛り込まれました。

#### (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

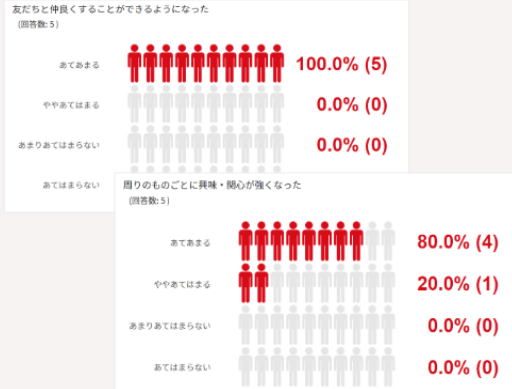
「こども未来戦略方針案」（令和5年6月13日）より

- すべての子どもが週に1回でも2回でも保育園を利用できるようにすることで孤独な子育てと虐待リスクを防ぎ、子どもの発達も促すことができます。さらに、出生率が1.71にまで上昇するという推計も出ています<sup>1</sup>。
- しかし、こども未来戦略方針では「月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」と記載されており、特に「定期性」については言及されていません。
- 「定期性」は本制度の要であり、スポット型の一時預かりの拡充では、広く活用される制度にならない恐れがあります。

<sup>1</sup> Shibata, Haruka, “How does participation in nationwide standardized and subsidized early childhood education and care at age 0-2 years affect the social life in the adulthood?” Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245> (2022)

## ①子どもの育ちへの伴走

保育者・他の子どもとの定期的な交流は、  
子どものコミュニケーション能力や知的好奇心の向上にも貢献



〈おうち保育園 かしわざの定期預かりご利用者の声〉

・同年代の顔なじみのお友達と毎日触れ合える。ことばが増えた。園で小さい子と触れ合っているせいだに優しくなった

・進まなかった離乳食が進んで完了、幼児食に移行できた。上の子に邪魔されて出来なかったお昼寝がゆっくり出来るようになって、眠くて不機嫌な時間が減った。

・今までは口にしなかった食材を食べる気持ちが芽生えてきた

・子供の好きな事、出来る事が増えたように思います

## ②親への伴走

定期的に顔を合わせることでより深い信頼関係が築け、子育ての悩みも相談できる

### 一時預かり

〈いざという時の「助っ人」〉

- 冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど家族等の理由で使う。
- 次の機会がいつ来るかは不明

### 定期預かり

〈子育てに伴走してくれる「仲間」〉

- 週1~2で親子と保育士が顔を合わせる
- 日常の関わりの中で信頼関係が生まれる

〈おうち保育園 かしわざの定期預かりご利用者の声〉

・先生やお友達も変わらないので、子供も慣れた環境で遊べて安心感があるように思う。定期的に通えることで、家に帰ってからの子供の言動が成長を感じる事が大きく、いつも驚かされている

・同じくらいのお子さんたちと一緒に過ごせる環境で色々学びコミュニケーションが豊かになった。

・環境にお友達にも先生にも慣れたところに行けるので(親も子も)リラックスして利用できる。

## ③虐待防止

定期的に親子を見守ることで、虐待防止機能を強化することができる

### ■児童虐待の兆候(一部)

1. 不自然な外傷(あざ、打撲、やけどなど)が見られる
2. 表情が乏しく活気がない。
3. 季節にそぐわない服装をしている
4. 給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
5. 家に帰りたくないそぶりがある
7. 保護者がいつも行事などに子供を参加させない

スポットの一時預かり等で育児相談を受けたり、児童相談所や自治体と連携して次の支援に繋ぐケースがある

週1・2の定期預かりであれば、より確実に次の支援に繋ぐことができる

## ④ 保育園の受け入れ負荷

空き枠での一時預かり事業は、様々な観点で受け入れ負荷が高い

### 保育



保育園・保育者に慣れていない  
子どもの預かりは困難を伴う

### 事務負担



職員配置・電話対応・利用料徴収  
などの事務負担が大きい

### 運営費

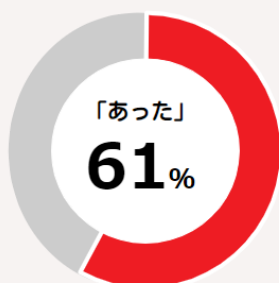


単発の一時預かりだけで  
空き枠を埋めるのは難しいが、  
空きがある日も保育士は常駐する

## ⑤ 「誰でも保育園に通える」パラダイム転換が必要

母親の心理的ハードルを少しでも下げるためには、デフォルトを定期預かりにすべき。  
全てのこどもが、ハードルなく通園するのが当たり前

保育園の一時保育を利用する  
までの利用しにくい状況



※1

保育園の一時保育を  
利用しにくい状況の内訳

※2

「『子どもがかawaiiそう』と思った」  
(23.5%)

「周りから、子どもに対する愛情が薄いとか、  
自分勝手であるとか見られないかと思った」  
(11.8%)

「周りの人から『子どもがかawaiiそう』  
と言われた」(8.8%)

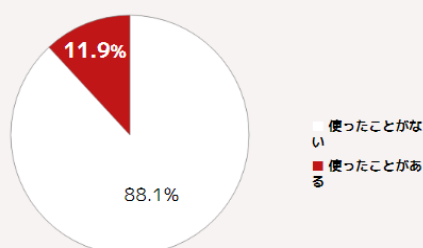
1, 2 松岡知子・櫻谷智子,『保育所における一時保育を利用した母親の意識調査』(2004年)https://www.ritsumei.ac.jp/uploads/publication/ningen\_07/013\_24matsuoka.pdf

- 認定NPO法人フローレンスが日本総研と実施した調査においても、一時預かりサービスの利用経験者は未就園児家庭の1割に留まる一方で、定期保育サービス利用意向を示した家庭は6割に登りました。

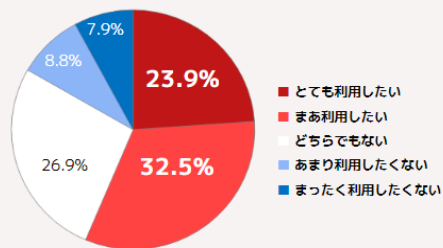
## (参考) 求められているのは一時預かりではなく「定期保育」

親子が安心して、負担なく預けられるのは「定期」だからこそ。  
一時預かりの拡充では、広く活用される制度にならない恐れ

一時預かりサービス利用経験のある  
未就園児家庭は**1割強**



定期保育サービス利用意向のある  
未就園児家庭は**約6割**



- 「こども誰でも通園制度」を意味ある形で全国に定着させるため、親子にとっても、保育現場にとっても重要な要素である「定期性」を持たせてください。
- こども誰でも通園制度は、親子支援、少子化対策として重要な政策であり、その中でもニーズの高い、週1、2回からの定期預かりを安定的に実施できることが重要。これが実施可能な制度設計、給付対象となるよう検討を提案します。

## ◎改姓前の保育士資格証を、再発行しなくても証明書として使えるようにしてください。

- 保育士として働くためには、都道府県知事への登録を行い「保育士証」の交付を受ける必要があります。保育士資格の権利は生涯有効であり、一度取得すれば定期的な更新は必要ありません。
- しかし、「結婚などによる氏名の変更」「本籍地の変更」「保育士証の紛失」といったケースでは、保育士資格の更新が必要とされています。
- 現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。そして、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数です。選択的夫婦別姓の導入について、国での議論は進んでいません。
- 保育士資格保持者は女性の方が圧倒的に多く、改姓の手続き負担が重くのしかかっています。
- 再発行には、登録手数料として4,200円の費用がかかります。申請の受け付けから保育士証再交付までの期間は、書類の不備や確認を要する事項がない場合で、およそ2ヶ月程度要します。
- 自治体監査の際に、旧姓の保育士証について「これは職員本人のものとは判断できない」との指摘を受け、再発行を求められるケースが散見されます。
- 例えば、国から自治体へ「保育所の指導監査において、職員の資格証として結婚前の旧姓の保育士証が示された場合、名と生年月日などから本人の証明書と推定して差し支えない」等と通知を出すことで、旧姓の保育士資格証を、再発行なしに証明書として使えるようにしてください。
- このことで、改姓した保育士の事務手続きの手間が大幅に削減されます。また、潜在保育士が再び保育の仕事に就くことのハードルが下がる他、日雇いのような形ですぐに保育園に働きに行くことも可能になります。（既に現在、単発業務に応募があった保育士を「保育士証が旧姓のままである」という理由で採用できない事例が発生しています）

- 同様に、処遇改善等加算の手続きに必要な「保育士等キャリアアップ研修」の修了証についても、旧姓の書類で差し支えないように、各都道府県に通知を出してください。

◎保育体制強化事業の「保育支援者」に、保育士資格保有者を含めてください。

- 保育体制強化事業における「保育支援者」とは以下の通り定められており、自治体によっては記載のとおり「保育士資格保有者が配置されている場合は補助金対象外」という扱いになっています。（横浜市では、採用年が古いスタッフは対象外となるなどの制限も設けられています）

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃   イ 給食の配膳・あとかたづけ  
ウ 寝具の用意・あとかたづけ   エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳  
オ 児童の園外活動の見守り等   カ その他、保育士の負担軽減に資する業務<sup>2</sup>

- ~~対象となっている周辺業務については、保育士資格がなくても行える業務ではありますが、有資格者をあえて除外する理由にはなりません。~~
- 「保育士資格を有しない者」という制限を撤廃し、有資格者であっても補助の対象となるようにしてください。

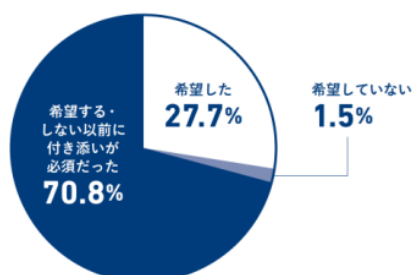
<sup>2</sup> 令和5年度当初予算案のポイント（こども家庭庁）P11

## ◎付き添い入院時に利用可能な訪問型支援制度を作ってください。

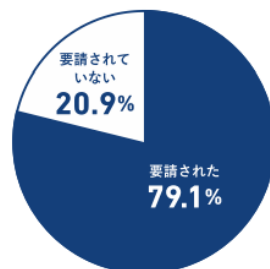
- 幼い子どもが入院した際、保護者が24時間付きっきりで世話をする「付き添い入院」を巡り、体験した人たちから「負担が重過ぎる」「親に人権はないのか」と悲痛な声が上がっています。
- 制度上、「付き添い」は原則不可です。しかし、実際には看護師や病棟保育士等の不足を背景に、病院側が保護者に要請することも多くあり、保護者が、同じ病室に泊まり込んで世話をする付き添い入院をせざるをえない状況にあります。NPOの付き添い入院に関する調査によれば、そもそも付き添い入院が必須だった人が7割、病院から付き添いを養成された人は8割にのぼります。

親に選択権がなく、希望していないのに、親の希望で付き添っていることに。

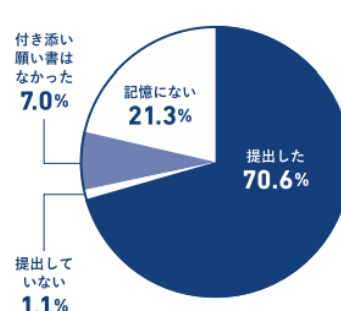
■付き添い入院希望の有無  
(n=3,282)



■病院からの付き添い要請の有無 (n=3,282)



■付き添い願い書提出の有無 (n=3,282)



特定非営利活動法人キープママスマイリング『入院中の子どもに付き添う家族の生活実態調査2022』

- 都内の小学生までの子どもがいる家庭のうち、6割強が共働き<sup>3</sup>とされています。NPOの付き添い入院に関する調査<sup>4</sup>によれば、こどもが入院後、3割の親が介護休暇等取得、雇用形態変更等、休職、転職、離職などを経験し仕事と付き添いをなんとか両立させるために、さまざまな対応を迫られています。
- 障害などで地域の保育園等に通えない、保育所閉鎖などで保育を利用できない子どもには、保育士が家庭を訪問する「居宅訪問型保育事業」や、医療的ケア児が利用できる「居宅訪問型児童発達支援」など、訪問型サービスがあります。
- 上記の制度運用を「入院中」も「居宅」として認められるよう拡充し、付き添い入院の課題解決に活用できるようにしてください。

<sup>3</sup> 令和4年度東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」2022年

<sup>4</sup> 特定非営利活動法人キープママスマイリング『入院中の子どもに付き添う家族の生活実態調査2022』

**◎宿舎借り上げ支援事業から小規模保育事業等を除外しないよう、通知を出してください。**

- 宿舎借り上げ支援事業は、保育士の確保・定着・離職防止を目的に多くの自治体で実施されています。
- 実際の運用においては、対象者・補助金額・宿舎エリアなどにおいて自治体独自の基準を設けているところが多く、対象施設を限定している自治体も見受けられます。（例：京都市は小規模保育事業対象外、多くの自治体で企業主導型対象外）
- 同じ自治体の保育施設で働いている保育士であるにも関わらず、当制度を利用できる保育士とできない保育士がいることは、公平性に反します。また補助対象外の施設を運営している事業者にとっては、保育士確保が圧倒的に不利になります。
- 施設種別による限定をなくすよう通知を出し、小規模保育事業ももれなく対象となるようにしてください。

**◎認可外保育施設への処遇改善等加算の給付を検討してください。**

- 認可外保育施設の質を担保するため、平成17年に「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」が策定されました。
- これは、立ち入り調査などの結果、基準を満たした認可外保育施設に向けて、都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長などが認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付を行う制度です。
- 認可外保育施設であっても、この「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設」は、一定の保育水準を満たしていることが客観的に示されています。
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設」に関しては、そこに従事した年数を処遇改善の経験年数に含めて良いこととなっています。
- しかし認可外保育施設には処遇改善等加算は給付されておらず、「証明書を交付された施設」も同様に給付対象外となっています。対象外となることで、職員の賃金や配置の改善が困難になり、保育の質の確保はより難しくなります。
- 保育の質の担保のため、認可・認可外問わず、同じ保育という仕事をしている職員に対し、同様の処遇改善等加算を給付してください。認可外施設に勤務する保育士の資質向上を実現することで、将来の様々なキャリアパスにおいてもそのスキルを即効的・効果的に発揮できることが期待されます。
- その第一歩として、まずは「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設」とそうでない認可外保育施設を分けて分類し、現在の施設区分の見

直し・再整理を検討してください。証明書交付施設とそうでない施設をはっきり区別することで、施設利用者やそこで働く保育士にとっても、より分かりやすくなると思います。



## 1 保育士等の処遇改善

保育士等の給与は全国の労働者平均と比較しても、いまだ5万円程度の格差があります。保育士養成校への進学者数も年々少なくなり、地方では養成校そのものもじわじわと減少しています。景気の上向きとともに民間労働者の給与が増額される傾向となっている中、それを上回る改善が図られなければ、ますます格差が広がり人材確保が困難となることを懸念しています。現在、国の有識者会議で議論されている各施設に給付された費用の見える化を進めるためには、その前提条件となっている保育士等の処遇改善を早期に実現しなければなりません。

## 2 人口減少地域における保育制度の見直し

### (1) 定員区分の細分化等

少子化に伴い空き定員が各地で発生している中、特に少人数定員の施設においては設定単価による施設運営への影響が非常に大きいため、現在の10人区分の定員設定を5人区分に細分化してください。あわせて、児童福祉法上保育所定員の下限が20人となっている中で、すでに実園児数が20人を下回っている施設が出ている現状から、継続的な定員超過に対する公定価格の減算の例と対比的な考え方にに基づき、定員未充足の度合いに応じた調整率による乗除調整の仕組みを導入してください。

なお、すでに国からは地方自治体あて、利用定員の減については届出事項であるとの通知を出していただいているところですが、未だなお、地方ローカルルールで定員減を認めないという地域も多数あることから、繰り返し国からの指導を徹底してください。

### (2) 主任保育士専任加算の要件の緩和・撤廃

新型コロナウイルス感染症による利用控えに伴いすでに令和5年度において主任保育士専任加算の要件緩和措置が実施されていますが、施設における子育て支援業務の一般化により、要件そのものの必要性が制度創設当初と比較しあまり意味をなさなくなっている現状から、早期にこれを緩和（例えば0歳児を受け入れる体制ができていれば人数にかかわらず良とする等）又は撤廃してください。

### (3) 公定価格積算方法の部分的見直し

現在の公定価格の積算では、園児の数によって積算される部分の割合が非常に大きくなっているため、少子地域の施設では運営に支障がでています。「個別費目の積み上げ方式」を堅持しつつ、新たに必要性が認められる費目（おむつ処理、眼科・耳鼻科検診等）を追加するとともに、施設管理費等の運営上最低限必要な経費については園児の数にかかわらず一定額が支給される等、その割合を増加させる方向で改善してください。

### (4) 人口減少地域での勤務に対する評価

人口減少が著しい離島や郡部での良質な保育機能の提供は、その地域の存続そのものにかかわる問題です。郡部の学校への勤務に対する評価やへき地医療分野での取り組みと同様の措置（特勤手当や住宅手当の支給等）を実施し、人口減少地域での良質な保育の提供を確保する取り組みを緊急に実施してください。

## 3 保育士・調理員の配置基準等

すでに加速化プランにおいて提案いただいている保育士配置基準についての1歳児5対1、

4、5歳児25：1への改善は、「従うべき基準」の改正をまず行い、人材確保困難な現状に鑑み、当分の間、現行のままでも可とするという経過措置によって対応すべきと考えます。さらに、OECD加盟諸国の状況を見ると、特に3歳以上児については、概ね15：1程度の配置となっていることから、今後それらの国々の基準を目標とすべきです。

また、調理員の配置については、現在、園児数に応じて40人以下は常勤調理員1人、41～150人で常勤調理員2人、151人以上は常勤調理員2人に加え非常勤調理員1人となっているところですが、それらの人員ですべての園児の給食調理を行うことは非常に困難なため、現状では各施設で独自の加配を行い対応している場合が多いです。保育士の配置改善とともに、調理員の配置改善もあわせて実施してください。

さらに、現在保育所においては施設長（園長）は必置となっていないところですが、子どもの命を預かるという重い責任を課された施設であることに鑑み、早急にこれを法令上必置とすべきです。加えて、施設に求められる事業の多様化に伴う事務負担の増大に対応するため、現在非常勤事務員の配置での対応となっているところを、常勤事務員の配置を実現することを求めます。

国全体の働き方改革の観点からも、これらの配置改善は早急に実施していく必要があると考えます。

#### 4 公定価格制度の改善

##### (1) 実態に沿った公定価格の見直し

令和元年実施の経営実態調査で常勤保育士平均勤続年数が11.2年と長期化している中、公定価格を積算する上での国の福祉職給料表の号俸（1級29号俸）は勤続5年程度の職員の設定号俸と低く見積もられており、実態を反映していません。現状の保育士の勤続年数に見合った号俸に改善すべきと考えます。また、主任保育士（平均勤続年数21.7年）についてもこれと同様であることに加え、園長（平均勤続年数25.8年）については国の標準職務表上、「保育所長」が存在しない中、福祉職給料表上で主任保育士と同じ格付け（2級）で設定されていることから、これらの積算上の俸給設定についても実態を踏まえた見直しを行うべきです。

##### (2) 公定価格積算上での処遇改善等加算Ⅰの基礎分の改善

保育士の平均勤続年数が11年余りあるにもかかわらず、現行制度では処遇改善等加算Ⅰの基礎分が11年以上あっても頭打ちとなっています。公定価格上、それ以上の勤続に対する給与上の評価が行われていないので、さらなる勤続年数区分の増設を行うべきです。

#### 5 「こども誰でも通園制度」（仮称）の入所システムについて

こども・子育て支援加速化プランにおいて提案いただいている「こども誰でも通園制度」（仮称）については、現行の一時預かり事業とは別の形態とし、希望する子どもは、①市町村によって現在の1、2、3号認定とは別の新たな「認定行為」を経て、②認定行為に従い市町村等が「入所決定」を行い、③公定価格に位置付けられた新たな認定区分に基づく給付を各施設が委託費として受給又は法定代理受領とするという形での実施とし、採択された施設には公定価格上、常勤保育士を配置してください。

公益社団法人全国私立保育連盟  
常務理事 高谷俊英

## 第1回子ども・子育て支援等分科会 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

(全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長)

- 子ども・子育て政策については、国においてあらゆる取組、政策の中心に子どもを置いた「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、次元の異なる少子化対策の基本的な方向を示す「こども未来戦略方針」を決定されるなど、政府を挙げて子ども・子育て政策を強力に推進されているところ。
- 子ども・子育て支援施策の多くを担う地方としても、子ども・子育て政策の強化を最重要課題として取り組むべく、先月25日、全国知事会に「子ども・子育て政策推進本部」を設置し、子どもたちが命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して笑顔で暮らせる社会の実現に向けて、これまで以上に国や地方自治体同士の連携を密にし、一丸となって取り組んでまいりたい決意をしたところ。
- 地方において真に実効性ある取組が展開できるよう、以下の項目について意見を提出する。

### 1 子ども・子育て政策の強化について

- 子ども・子育て政策の強化に向けては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映していただきたい。
- 子ども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなる。国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において確実に措置していただきたい。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置いただきたい。

## 2 子どもの安全対策の強化について

- 令和4年教育・保育施設等における事故報告の集計では、報告件数が2,461件と過去最多となり、保育所や放課後児童クラブ等における死傷事故や不適切事案が各地で起こっている。
- こうした事故や事件が起きる背景には、保育士や放課後児童支援員等の現場で働く方々が、余裕をもって保育に当たることができる環境でないことも一因であると考えられており、現場からは、現行の職員配置では子どもの安全を十分に確保できないとの声も聞いている。
- 職員を確保し、働きやすい職場環境にするため、保育士はもちろん、放課後児童支援員等の職員配置の改善や人材確保、更なる処遇改善について、支援の充実・強化を図られたい。

## 3 教育・保育施設等の質の向上について

- 教育・保育施設等の職員は、子どもの健やかな成長を支える上で、子どもの安全・安心を確保し、様々な学びや遊びを通じて、一人ひとりの子どもの特性や発達過程に応じた育ちをサポートしたり、基本的な生活習慣や社会生活でのルールを身につけさせるなどの専門的な知識や技能が求められており、自らの資質を高めることが重要である。
- 教育・保育施設等の職員の研修機会が十分確保でき、質の高い幼児教育・保育が可能となるよう、職員体制の強化に向けた支援を図られたい。

## 子ども・子育てにやさしい社会の実現に向けて

子どもの声や子どもの笑顔は、まちの活力や大人の笑顔につながる。子どもが健やかに育つこと、子どもと共に過ごすことは私たちの喜びでもある。

希望する誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会、子どもたちがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して笑顔で暮らせる社会を実現するため、子ども・子育て政策を抜本的に強化していく必要がある。

国においては、あらゆる取組・政策の中心に子どもを置き、常に子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、次元の異なる少子化対策の基本的方向を示す「こども未来戦略方針」が決定された。

全国知事会としても、児童福祉や教育、保健医療等あらゆる分野において子ども・子育て政策に一層強力に取り組む決意であり、全47都道府県知事が一致団結して施策を推進するため、子ども・子育て政策推進本部を立ち上げ、国と連携を密にし、車の両輪となって、次の事項に重点的に取り組んでいくことを決議する。

- 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 男女ともに多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備
- 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化
- 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上
- 困難な環境にある子どもたちへの支援強化

令和5年7月25日

全 国 知 事 会



# 子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言【59項目】

～子どもたちが命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して笑顔で暮らせる社会～  
～希望する誰もが安心して子どもを産み、育てることができる社会～  
の実現に向けて

## こども未来戦略方針の後押し【27項目】

### ○ 子ども・子育て政策の強化

#### (1) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等

**重 子どもをまんなおいた社会の実現に向けた国民等への理解促進**  
**重 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消等に向けた社会全体の意識改革**

#### (2) 男女ともに多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

- ・ 出産・子育ての両立を推進するための多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備の促進や中小企業への支援強化

#### (3) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

- ・ 奨学金返還支援制度への財政支援
- ・ 不妊・不育症治療等の保険適用の範囲拡充や保険制度の見直し
- ・ 希望する教育を受けるための教育費の負担軽減・教育環境の整備
- ・ 学校給食費の無償化実現に向けた地域の実態等を考慮した上での制度設計

#### (4) 子ども・子育て世帯へのサービス拡充、教育の機会の確保・質の向上

- ・ 産後ケア事業の制度拡充
- ・ アプリ等を活用した相談体制の整備への財政支援
- 重 保育士等の更なる処遇改善、職員の配置基準改善の確実な実施、保育所等での業務改善・安全確保策の継続検討**
- ・ 放課後児童支援員の職員配置改善や人材確保、更なる処遇改善の実施



## こども未来戦略方針に記載がなく、取組強化を要請【32項目】

### ○ 実効性のある取組の展開

**重 子ども・子育て政策の強化に向けた地方の声の反映**

### ○ 子ども・子育て予算の倍増と財源の安定確保

**重 国が全国一律で行うべき仕組みの構築と財源の措置**  
**重 地方が行うサービスへの地方財源の確実な措置**



### ○ 子ども・子育て政策の強化

#### (1) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等

**重 当事者である子ども等の意見の子ども施策への反映**  
・ ライフプランニング教育やキャリア教育の取組推進

#### (3) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金の運用の弾力化、補助率の引上げ
- ・ 不妊・不育症治療等の自助助成を行う地方への財政的支援の実施
- 重 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大、軽減割合の拡充**
- 重 幼児教育・保育の完全無償化の早期実現**
- ・ 子どもの健やかな成長に必要な自然・文化・社会交流等の体験活動に対する支援

#### (4) 子ども・子育て世帯へのサービス拡充、教育の機会の確保・質の向上

- 重 全国一律の妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計**
- 重 子どもたちの居場所を広げ、自己肯定感や生き抜く力を育む環境整備推進**
- ・ 医療的ケア児や外国人児童等への支援推進のためのSCやSSW、医療的ケア看護職員の配置拡充
- ・ GIGAスクール構想で整備された端末等の維持・更新に係る財源確保
- ・ 児童福祉司およびSV職員等の専門的人材の確保や育成への支援
- ・ ひとり親家庭への児童扶養手当の増額、多子加算額の増額等

# 子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言

子どもの声や子どもの笑顔は、まちの活力や大人の笑顔につながる。子どもが健やかに育つこと、子どもと共に過ごすことは私たちの喜びでもある。

国においては、あらゆる取組・政策の中心に子どもを置き、常に子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、次元の異なる少子化対策の基本的方向を示す「こども未来戦略方針」を決定されるなど、政府を挙げて子ども・子育て政策を強力に推進しているところであり、大いに期待する。子ども・子育て支援施策の多くを担う地方としても、適切な役割分担のもと、国と強力に連携し、しっかりと役割を果たす決意である。

希望する誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会、子どもたちがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して笑顔で暮らせる社会を実現するため、地方において真に実効性ある取組が展開できるよう、特に以下の項目について対策を講じられたい。

## 記

### 1. 実効性ある取組の展開について

- 子ども・子育て政策の強化に向けては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。

### 2. 子ども・子育て予算の倍増と財源の安定確保について

- 子ども・子育て予算について、子ども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDのトップ水準に引き上げるべく、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みを含め、財源の安定確保に向けて、国の責任において幅広く検討すること。
- 地方自治体の財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、児童手当の拡充をはじめとした国が全国一律で行うべき仕組みは、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。
- 子ども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなる。国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫を活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

### 3. 子ども・子育て政策の強化について

#### (1) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等

- ・ こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。
- ・ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消することが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、企業を含め社会全体の意識改革を進めること。
- ・ 国において子ども施策を策定・実施・評価するに当たっては、当事者である子どもや子どもを養育する者等の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・ 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくるとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフプランニング教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

#### (2) 男女ともに多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

- ・ 出産や子育て等との両立を推進するため、勤務間インターバル制度や選択的週休3日制度の導入等による長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体における機運の醸成を図ること。
- ・ 不妊・不育症治療等が受けやすい休暇制度を創設するとともに、仕事との両立支援に向けた環境整備を促進すること。
- ・ 男女がともに子育てしながら、希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築すること。
- ・ 将来の経済的不安を払しょくし、若い世代が結婚・出産に希望を持てるよう、同一労働同一賃金の原則のもとで、非正規労働者の正規雇用化の促進や働き方改革の推進による処遇改善を進めるとともに、リスクリングによる能力向上などを通じた構造的な賃上げを実現すること。
- ・ 女性の家事・育児等の負担軽減やデジタル人材の育成等のリスクリングによるキャリアアップの後押しなど、子育て世代への支援を拡充し、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組みを構築すること。
- ・ 子育て中の労働者が、子どものライフステージを通じて子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、各種子育て支援制度の対象年齢の引上げや希望する働き方を選択できる制度の創設など、多様で柔軟な働き方を進めるために必要な法整備を早期に実現すること。



### (3) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化等

#### ①出会い・結婚

- ・ 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金制度について、複数年にわたり同一事業が対象となるよう、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。
- ・ 結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の撤廃、補助対象経費の拡充及び補助上限額の引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

#### ②妊娠期

- ・ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- ・ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げ、対象年齢の引上げなど更なる充実を図ること。また、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

#### ③子育て期

- ・ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。
- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ・ 家庭の環境や経済状況に関わらず、子どもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金の支給対象拡大や上限額の引上げ、高校生等奨学給付金や高等教育の修学支援新制度の拡充等、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費の更なる負担軽減を図るとともに、教育環境の整備について支援の充実を図ること。

- ・ 学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うこと。
- ・ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動に対して積極的に支援すること。

#### (4) 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上等

##### ①伴走型支援と産前・産後ケアの拡充

- ・ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などによる母子保健と児童福祉の一体的な推進を図るため、両機関が一体化したこども家庭センターの設置に係る要件等を早期に明示するとともに、コーディネート機能の強化や、サポートプラン作成等の新たな業務に対する専門人材の確保・育成に必要な財政支援等を講じること。
- ・ 妊娠時から出産・子育てにおける伴走型相談支援について、里帰り出産など住居地以外でも適切な支援が受けられるよう、必要な財政措置も含め制度化を図ること。
- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ 住む地域等に関係なく、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計を行うこと。
- ・ 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患について、新生児マススクリーニング検査を公費負担の対象とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 新生児聴覚検査について、新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。また、聴覚障害の早期発見が可能となるよう、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。
- ・ 従来 of 対面や電話による相談体制から、いつでも、どこからでも相談できる体制を構築するため、アプリ等のデジタル利用を前提とした相談体制の整備に向けた財政支援を行うこと。また、アプリ等を通じて相談から行政手続きが完結できるよう、母子父子関連などの行政手続きにおける添付資料の省略等の技術支援を行うこと。

##### ②子どもの健やかな育ちのための安全・安心の確保

- ・ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について理解を深めるとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所を広げ、社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育む環境整備を推進すること。

- ・ かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（CDR）について、国において個人情報収集や取扱い等の法令整備をした上で全国展開するとともに、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、有効な予防策が講じられるよう取り組むこと。
- ・ 子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に当たっては、子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴をもれなく確認できるものとする。

### ③乳幼児期における教育・保育の充実等

- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善やキャリアアップ研修の充実、研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・ 保育士等の人材確保や負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズに柔軟に対応するため、職員の配置基準改善を確実にを行うとともに、ICTの活用などによる業務改善及び安全確保策について継続的に検討すること。
- ・ 人口減少地域において地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援を図ること。
- ・ 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが極めて困難であるため、保育の質と安全の確保が認められる場合は配置基準を緩和すること。
- ・ 病児保育事業に係る医師、看護師及び保育士の人材確保や、広域連携などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援を充実すること。
- ・ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。また、保育所等で安心して医療的ケアを受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政的支援を拡充すること。
- ・ 保育所等における使用済みおむつの処分の推奨に当たっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- ・ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、国の責任において施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

### ④質の高い公教育の実現

- ・ 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、教員定数の一層の改善・充実を

図ること。特に、小学校高学年の教科担任制を推進するため、計画的な定数拡充を図るとともに、小学校低学年における教員業務支援員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図ること。また、働き方改革の更なる加速化や処遇改善、志ある優れた教員の発掘・確保などに総合的に取り組むこと。

- ・ いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にある子どもたち、日本語の話せない外国人の子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員の配置拡充や学校以外の多様な学びの場の整備について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- ・ Society5.0時代にふさわしい学校の実現に向け、GIGAスクール構想で整備された端末等を維持・更新する財源を国で確保すること。

#### ⑤社会的養護の充実

- ・ 児童福祉司及びS V職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。
- ・ 児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。
- ・ 児童虐待事案への対応の支援として、児童福祉司等のリスク判断や人材育成に資するAIを活用したシステムの導入を全国で確実にを行うこと。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置において、児童人口規模の特に小さい自治体への家庭支援員の最低配置基準を緩和すること。
- ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用を支援対象とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業などについても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。
- ・ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。

#### ⑥ヤングケアラー等への支援強化

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、法令上にヤングケアラーの定義などを明確化し、国や都道府県、市町村の役割分担を明らかにすること。また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築や、ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、支援者の育成・確保を進め、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

- ・ 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないように、重点的に学習・生活支援に取り組むこと。また、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添った更なる支援を行うこと。

#### ⑦障害児、医療的ケア児等支援の充実

- ・ 医療的ケアを必要とする障害児等の家族の負担軽減を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、レスパイトサービスや日常生活用具の給付などの福祉サービスの拡充を図ること。
- ・ 医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターなどの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

#### ⑧ひとり親家庭の自立促進

- ・ 協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替えや強制徴収の制度など、国による履行確保の強化に向けた具体策の早期の提示と地方の取組への支援を行うこと。
- ・ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

令和5年7月25日

全 国 知 事 会

こども家庭審議会

第1回 子ども・子育て支援等分科会 御中

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

### 1. 職員配置基準の抜本的改善について

今回の「こども未来戦略方針」において11年前に「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善する」ことが明記されたことに対し感謝申し上げます。しかし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには十分な配置であるとは言えない。ユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、配置基準のベンチマーク（評価基準）は15対1となっている（Minimum staff-to-children ratio of 1:15 in pre-school education）ことを踏まえ、これに相当する配置を加算ではなく、配置基準上で定めていただき、こども一人ひとりにきめ細やかな対応ができ、適切な保育が提供できる現場となることを強く望む。

### 2. 更なる財政措置による処遇改善について

今回の「こども未来戦略方針」では、「民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。」も明記されたことに感謝申し上げます。令和4年より「収入を3%程度引き上げる措置（処遇改善等加算Ⅲ）」が実施されているが、保育従事者の賃金は、依然として全産業平均と月額5万円程度の格差がある。さらに令和5年4月の春闘において、「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で10,560円・3.58%（昨年同時期比4,556円増・1.51ポイント増）、うち300人未満の中小組合3,823組合は8,021円・3.23%（同3,178円増・1.27ポイント増）となったことにより、さらなる差が開いたこととなる。骨太2022でも記載されている「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がるよう、早急に更なる財政措置による処遇改善を実施していただきたい。また、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにかかる事務負担が大変重くのしかかっている。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅲの一元化の検討、申請及び報告事務の簡素化、法人裁量の拡大等を図っていただきたい。

### 3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するために、「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設されようとしていることには大いに賛同する。しかし、一方でこの制度が「保護者のレスパイトケアのみを目的にしたもの」や「園児不足の事業者救済措置」と受け取られかねない報道などが存在することを懸念している。この制度が実施される際には、真に「こどもまんなか社会」の実現のために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度が「こどものための制度」であることを広く周知いただき、社会全体でこどもを育む一つのシンボルとなることを強く願う。

## こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(8/1)提出資料

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会

### ○配置基準の改善

- ・ 近年、子どもの発達状況の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しており、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを十分に達成する活動を展開するには、人員配置を見直す必要がある。
- ・ 「こども未来戦略方針」において、配置基準の改善が明記されたことに感謝申しあげる。
- ・ 配置基準の改善については、加算対応ではなく、1歳児5対1、4・5歳児25対1を法的に改善していただきたい。
- ・ その際、保育士確保が難しいことを踏まえ、経過措置を設けていただくとともに、配置基準の改善が法的に施行されるまでについては、加算対応をとっていただきたい。

### ○不適切事案を踏まえた対策

- ・ 「子どもの最善の利益」を保障する保育所・認定こども園等において、園児への虐待はあってはならないことであり、会員に向けて会長メッセージを発信するとともに、全国保育士会と共同で緊急セミナー「『子どもの最善の利益』を守るために」を開催し、3万2千回を超える視聴がされた。
- ・ また、全国保育士会では、「不適切な保育」に関する国の実態調査を、よりよい保育を追求し、さらなる保育の質の向上をめざす良い契機ととらえ、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りを行い、その結果を公表している。
- ・ 振り返りの結果からは、保育者が自身の保育を謙虚に振り返り、意識せずに行ったことが、実は子どもの人権にかかわる内容だったことに気づき、どうすればよいのかを考え、子どもに寄り添うことを通して、保育の質をさらに向上させたいという保育者の思いが読み取れた。
- ・ 引き続き保育現場における保育の振り返りを行っていくよう働きかけていきたいと考えている。
- ・ 不適切保育を防ぐ責任は一義的には施設長にある。施設長がその責任を果たすには、「資格・必修研修等の要件等を的確に定め、義務化することが必要」であると考えている。

### ○こども誰でも通園制度

- ・ 保育所・認定こども園は、これまでも一時預かりや地域子育て支援事業を実施しており、「孤立した育児」のなかで不安や悩みを抱える子育て家庭に寄り添う技術、知識、関係機関との連携が既にあり、積極的に役割を果たしていきたいと考えている。
- ・ 一方で、保育現場においては、子どもの成長を長い時間軸で進めており、時間単位での利用は、一人ひとりに寄り添うことで得られる安定した保育環境への負荷となる可能性がある。

- 保育所・認定こども園では、子どもの連続的な育ちと生活を、施設と家庭が協働して創ることをめざしている。
- その保育本来の意義が守られ、保育を受けるべき子どもたちへの「保育の質」が低下しないような制度、そして、保育士が専門性を発揮できる環境整備を、「こども誰でも通園制度」の創設にあたっては併せて進めていただきたい。

### ○制度の創設にあたって

- 「こども未来戦略方針」では、今後「こども大綱」とあいまって少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、「こども誰でも通園制度」など、少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられたが、この具体化は年末に策定される「戦略」に示される。
- この過程において、「こども家庭庁」においては、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、保育士・保育教諭等の処遇改善が図られるものと承知している。
- そのために、保育現場の声を直接お聞きいただきたく、協議および意見交換の場を十分に設けていただきたい。